

国自安第154号の2
国自旅第379号の2
国自整第250号の2
令和6年3月29日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第 154 号

国自旅第 378 号

国自整第 250 号

令和 6 年 3 月 29 日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

(公 印 省 略)

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 138 号、国自旅第 218 号、国自整第 162 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第138号 国自旅第218号 国自整第162号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年4月25日 一部改正 平成26年7月7日 一部改正 平成28年6月30日 一部改正 平成28年11月18日 一部改正 平成29年1月13日 一部改正 平成29年3月14日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 令和2年11月18日 一部改正 令和3年5月28日 一部改正 令和5年9月29日 <u>一部改正 令和6年3月29日</u></p>	<p>国自安第138号 国自旅第218号 国自整第162号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年4月25日 一部改正 平成26年7月7日 一部改正 平成28年6月30日 一部改正 平成28年11月18日 一部改正 平成29年1月13日 一部改正 平成29年3月14日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 令和2年11月18日 一部改正 令和3年5月28日 一部改正 令和5年9月29日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p>

<p>附 則（略） <u>附 則（令和6年3月29日 国自安第154号、国自旅第379号、国自整第250号）</u> <u>1. この通達は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>附 則（略） <u>（新設）</u></p>
--	-------------------------------

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第9条第4項	関係者間の協議が調ったことによる運賃等事前届出、運賃等変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条第4項	関係者間の協議が調ったことによる運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車
運送法第9条第6項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条第5項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第7項	運賃料金の変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④イによる	運送法第9条第6項	運賃料金の変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④イによる
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車
	(注1) 1か月の拘束時間又は4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。				(注1) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。		